

第 9 3 号議案

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年長岡京市条例第 27 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の公布による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長岡京市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するもの</u>を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を<u>受け</u><u>ることができる</u>場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>【加える】</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で<u>同表の右欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を<u>受け</u><u>る</u>場合は、この限りでない。</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個</u></p>

改正後		改正前	
<p>るものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>		<p>個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。</p>	
<p>4 【略】</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>		<p>4 【略】</p> <p>別表第2（第4条関係）</p>	
機関	事務	特定個人情報	
市長	高齢者の医療の確保に関する法律若しくは国民健康保険法又は長岡京市国民健康保険条例の規定に基づき実施する特定健康診査等に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報のうち後期高齢者医療制度被保険者の資格に関する情報若しくは長岡京市国民健康保険被保険者の資格に関する情報又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報（法別表第2に規定する医療保険給付関係情報をいう。以下同じ。）のうち後期高齢者医療制度被保険者の資格に関する情報若しくは長岡京市国民健康保険被保険者の資格に関する情報又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
市長	障がい者（児）等の福祉の増進を図ることを目的とする援護に関する事務であって規則で定めるもの	障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、医療保険給付関係情報のうち資格に関する情報、介護保険給付等関係情報のうち資格に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報のうち地方税の賦課に関する情報、年金給付関係情報のうち障害基礎年金の受給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報又は生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国	障がい者（児）等の福祉の増進を図ることを目的とする援護に関する事務であって規則で定めるもの 障害者手帳情報のうち障がい種別・等級の情報、医療保険給付関係情報のうち資格に関する情報、介護保険給付等関係情報（法別表第2に規定する介護保険給付等関係情報をいう。）のうち資格に関する情報、障害者関係情報（法別表第2に規定する障害者関係情報をいう。以下同じ。）、地方税関係情報（法別表第2に規定する地方税関係情報をいう。以下同じ。）のうち地方

改正後			改正前		
		人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの			税の賦課に関する情報、年金給付関係情報（法別表第2に規定する年金給付関係情報をいう。以下同じ。）のうち障害基礎年金の受給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報（法別表第2に規定する特別児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、生活保護関係情報（法別表第2に規定する生活保護関係情報をいう。以下同じ。）又は生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
【略】			【略】		
市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報であって規則で定めるもの	市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報（法別表第2に規定する児童扶養手当関係情報をいう。以下同じ。）、特別児童扶養手当関係情報又は児童手当関係情報（法別表第2に規定する児童手当関係情報をいう。）であって規則で定めるもの
【略】			【略】		

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。